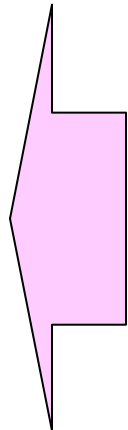


名称

条例の基本的事項(案)
福岡市共働のまちづくり条例



コミュニティの自律経営推進に関する提言
市民公益活動推進条例

福岡市・新基本計画
市民公益活動条例

他都市の条例
横須賀市市民協働推進条例
岡山市協働のまちづくり条例
浜松市市民協働推進条例
吹田市市民公益活動の促進に関する条例
宮崎市市民活動推進条例

1 目的

条例の基本的事項(案)

市民一人ひとりの自治に係る意識、意欲を高めるとともに、自治会・町内会等の自治組織、NPO、ボランティアなどによる市民公益活動の活性化を図り、もって市民と行政がともに考え、共働する「自治都市・福岡」の実現に寄与することを目的とする。

コミュニティの自律経営推進に関する提言

市民と行政がともに考え、共働していく「自治都市・福岡」を目指し、自分たちのまちは自分たちでつくるという「住民自治」を実現するためには、市民一人ひとりの自治に関わる意識、意欲、能力を高めるとともに、自治の基礎的な単位である自治会・町内会等をはじめNPOやボランティアの活動を活性化し、より多くの市民の参加による多様な活動を促進していくことが大切です。

また、ゆとりと豊かさを実感できる地域社会の形成に向けて、自治会・町内会等の自治組織やNPO・ボランティア、企業、大学、行政などが多様に連携し、それぞれの長所や資源、知恵と発想を活かし、対等のパートナーシップによるまちづくりを目指していく必要があります。

福岡市・新基本計画

福岡市は、人と人のつながりやコミュニケーションを大切にし、一人ひとりの思いを行動につなげ、市民、地域コミュニティ、NPO、企業、大学、行政などあらゆる主体が、それぞれの役割と責任を果たし、共働しながら、豊かで住みよいまちを創り上げていく自治の都市を目指します。

福岡市は、「望ましい姿」などの実現に向かって（目標の共有）、子どもも高齢者も、障害者も健常者も、女性も男性もすべての人が、また、市民・地域コミュニティ・NPO・企業・大学・行政などあらゆる主体が、お互いの役割と責任を認め合い相互関係・パートナーシップを深めながら（共生）、知恵や力をあわせ、長所や資源を活かして、共に汗して取り組み、行動する「共働」によってまちづくりを進めます。

「望ましい姿」とは？

市民、地域の組織・団体が、子育てや高齢者福祉、まちの美化・緑化など生活に身近な地域の課題について考え、率直に意見交換、意思決定し、問題解決に向けて自ら主体的に取り組んでいます。また、ボランティアやNPO、企業や大学と情報交換したり連携して取り組むことも多くなっています。

多くの市民が、ボランティア活動やNPO活動などの市民活動をはつらつと行っています。企業のボランティア休暇が普及するなど活動に参加しやすい環境が整い、NPOで働く人も増えています。

公園や道路などの公共施設を行政が整備する際にも、地域で話し合いながら、行政と一緒に計画づくりに取り組んでいるため、愛着が持てるようになり、管理や運営にまで住民が参加することが多くなっています。

他都市の条例

市民協働の推進に関する基本理念を定め、市民、市民公益活動団体、事業者及び市が対等な立場で、お互いに良きパートナーとして役割を分担し、公益の増進を図り、もって魅力と活力ある地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（横須賀市）

非営利公益活動団体の自主性及び自立性を尊重しながら、その知恵と力を最大限に生かしたまちづくりを進めるため、市、市民及び非営利公益活動団体の果たすべき責務、役割等を定めるとともに、非営利公益活動を支援するに当たっての原則、手続、講ずべき支援措置等を定めることにより、非営利公益活動を促進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（岡山市）

市民協働の基本理念を定め、市民、市民活動団体、事業者及び市の役割及び責務を明らかにするとともに、市民協働を推進するために必要な措置を定め、市民、市民活動団体、事業者及び市が、協力し、及び連携して公益の増進を図り、豊かで活力ある市民主体の地域社会を築くことを目的とする。

（浜松市）

2 定義

条例の基本的事項(案)

- (1) 「共働」とは、市民、市民公益活動団体、事業者・教育機関等及び市が、お互いの役割を認め合い、責任を自覚して、相互関係・パートナーシップを深めながら、地域の課題解決に向け、知恵や力をあわせ、長所や資源を活かして、共に努力して取り組み、行動することをいう。
- (2) 「市民公益活動」とは、市民が自主的・自発的に行う営利を目的としない活動であって、公益の増進に寄与するものという。ただし、次に掲げるものを除く。
- ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成するもの
 - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対するもの
 - ウ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対するもの
 - エ その他公益を害するおそれのあるもの
- (3) 「市民公益活動団体」とは、自治会・町内会等の自治組織をはじめ、NPO、ボランティア団体などの団体であって、市民公益活動を継続的に行うものをいう。
- (4) 「事業者・教育機関等」とは、営利を目的とする事業を行う法人・個人及び大学、高等学校、小・中学校等の教育機関等をいう。

コミュニティの自律経営推進に関する提言

市民公益活動とは、「市民の自主的・自発的な参加によって行われる公益性のある活動」であり、地域の課題解決に向けたまちづくり活動などを言います。

市民公益活動団体とは、市民公益活動を行う、自治会・町内会等の自治組織、NPO、ボランティアなどです。

福岡市・新基本計画

「共働」について

福岡市は、「望ましい姿」などの実現に向かって(目標の共有)、子どもも高齢者も、障害者も健常者も、女性も男性もすべての人が、また、市民・地域コミュニティ・NPO・企業・大学・行政などあらゆる主体が、お互いの役割と責任を認め合い相互関係・パートナーシップを深めながら(共生)、知恵や力をあわせ、長所や資源を活かして、共に汗して取り組み、行動する「共働」によってまちづくりを進めます。

他都市の条例

「市民協働」とは、市民、市民公益活動団体、事業者及び市がその自主的な行動のもとに、お互いに良きパートナーとして連携し、それぞれが自己の知恵及び責任においてまちづくりに取り組むことをいう。

「市民公益活動」とは、市民及び事業者の自発的な参加によって行われる公益性のある活動をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする経済活動
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- (4) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

「市民公益活動団体」とは、市民公益活動を行う団体をいう。

「公益性」とは、不特定多数の者の利益その他の社会の利益をいう。

「事業者」とは、営利を目的とする事業を行う個人又は法人をいう。

(横須賀市)

3 基本理念

条例の基本的事項(案)

市民，市民公益活動団体，事業者・教育機関等及び市は，市民公益活動の活性化及び共働によるまちづくりの推進に当たっては，次の理念に基づき行わなければならない。

- (1) それぞれの役割を認識し，相互に連携・協力すること。
- (2) それぞれが持つ特性や資源を活かすこと。
- (3) 課題や情報を共有し，共通認識を深めながら，地域の課題解決に取り組むこと。
- (4) 市民公益活動の自主性・自立性を尊重すること。

コミュニティの自律経営推進に関する提言

分権型社会の進展により，これまで以上に市民と行政が知恵を出し合い，共働しながら，独自のまちづくりを行うことが必要となってきました。

また，市民には個性と魅力ある地域づくりの主体としての，責任と自覚ある行動が求められており，地域のことは地域で主体的に取り組む「自治力」を高め，住民自治の実現を目指していく必要があると考えます。

自治会・町内会等の自治組織，NPO，ボランティア，企業，大学，行政などがそれぞれの長所や資源，知恵と発想を活かし，相乗効果を高めるために多様な連携や共働を推進する必要があると考えます。

これからのコミュニティにおいては，住民が地域のために共通の目標を持って連携し，住民の知恵や活力など地域の資源を最大限に活用し，自主的に行動していくことが重要であり，「地域の特性に応じた個性あふれるまちづくり」が求められています。

これまでの行政主導によるサービスの提供だけでは，様々な地域課題に対して十分な対応が困難であり，地域自らが解決に向け，判断・行動していく地域主導の取り組みがより一層求められています。

行政支援の目的は，市民の自主的な活動への支援を通して，地域の課題解決を支援していくことと考えます。そのためには，行政が一律の施策を展開するのではなく，地域の自主性を尊重し，必要に応じた支援を行っていく必要があります。

福岡市・新基本計画

福岡市は，人と人のつながりやコミュニケーションを大切にし，一人ひとりの思いを行動につなげ，市民，地域コミュニティ，NPO，企業，大学，行政などあらゆる主体が，それぞれの役割と責任を果たし，共働しながら，豊かで住みよいまちを創り上げていく自治の都市を目指します。

市民・地域コミュニティ・NPO・企業・大学・行政などあらゆる主体が，お互いの役割と責任を認め合い相互関係・パートナーシップを深めながら（共生），知恵や力をあわせ，長所や資源を活かして，共に汗して取り組み，行動する「共働」によってまちづくりを進めます。

市民，ボランティア，NPO，地域コミュニティを支える組織・団体，企業，大学そして行政などが，それぞれの長所や資源，知恵と発想を活かし，相乗効果を高めるため，相互の連携や共働を促進します。

よりよい地域づくりに向けて，市民活動を活性化し，様々な主体間での共働を進めることが，これまで以上に重要となっています。

市民，そして地域の組織・団体が，子育てや高齢者福祉，まちの美化・緑化など生活に身近な地域の課題について考え，率直に意見交換，意思決定し，問題解決に向けて自ら主体的に取り組んでいます。また，ボランティアやNPO，企業や大学と情報交換したり連携して取り組むことも多くなっています。

他都市の条例

市民，市民公益活動団体，事業者及び市は対等の立場でそれぞれの責務及び役割を理解し，市民協働型社会の発展に努めなければならない。

市民，市民公益活動団体，事業者及び市は，市民協働を推進するため，情報を共有するとともに，相互に参加及び参画を図らなければならない。

市は，市民公益活動の自主性及び自立性を尊重しなければならない。

市の市民公益活動団体に対する支援は，公益性に基づき，公正に行われなければならない。（横須賀市）

非営利公益活動団体の自主性及び自立性を尊重しながら，その知恵と力を最大限に生かしたまちづくりを進めるため，市，市民及び非営利公益活動団体の果たすべき責務，役割等を定めるとともに，非営利公益活動を支援するに当たっての原則，手続，講ずべき支援措置等を定めることにより，非営利公益活動を促進し，もって豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。（岡山市）

市民協働は，次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 市民，市民活動団体，事業者及び市が，それぞれの役割と責務を理解し，互いが対等なパートナーであることを認識するとともに，互いに協力し，及び支援し合うこと。
- (2) 市民，市民活動団体，事業者及び市が，互いの自主性及び主体性を尊重し，多様な協働の形態により行われること。
- (3) 市民，市民活動団体，事業者及び市が，公正性及び透明性を確保し，互いの情報を共有し合うことにより，相互の参加及び参画が図られること。

（浜松市）

4 市民の役割

条例の基本的事項(案)

- (1) 市民は、魅力と活力あるまちづくりの主体としての自覚を持って、自らできることを考え、行動するとともに、自発的に市民公益活動に参加・協力するよう努めるものとする。
- (2) 市民は、市民公益活動がまちづくりに果たす役割・意義を認識するよう努めるものとする。

コミュニティの自律経営推進に関する提言

地域においては、これまでも市民による様々な活動が行われていますが、高齢者問題や少子化問題、環境問題、防災・防犯問題など私たちにとって身近な課題は、ますます複雑、多岐になってきており、これまで以上に私たち市民が問題解決に関わっていくことが重要になってきています。

市民には個性と魅力ある地域づくりの主体としての、責任と自覚ある行動が求められており、地域のことは地域で主体的に取り組む「自治力」を高め、住民自治の実現を目指していく必要があると考えます。

市民は、自らが暮らす地域社会に関心を持ち、身の回りのことについて、自らできることを考え、行動するとともに、地域の課題解決に向けた活動に理解を深め、進んで参加し、また参画する意識を持つことが必要です。

福岡市・新基本計画

市民、地域の組織・団体が、子育てや高齢者福祉、まちの美化・緑化など生活に身近な地域の課題について考え、率直に意見交換、意思決定し、問題解決に向けて自ら主体的に取り組んでいます。また、ボランティアやNPO、企業や大学と情報交換したり連携して取り組むことも多くなっています。

他都市の条例

市民は、自己が暮らす社会に関心を持ち、身の回りのことについて、自らできることを考え、行動するとともに、まちづくりに進んで参加し、又は参画する意識を持つよう努める。

市民は、市民公益活動に関する理解を深め、その活動の発展及び促進に協力するよう努める。

市民の役割は、強制されるものではなく、個々の市民の自発性に基づいて行うものでなければならない。

(横須賀市)

市民は、非営利公益活動に関する理解を深め、その活動に協力するよう努めるものとする。

(岡山市)

市民は、社会に関心を持ち、地域社会の一員として自らできることを考えて行動し、市民活動及び市政に参加し、並びに協働する意識を持つよう努めるものとする。

(浜松市)

5 市民公益活動団体の役割

条例の基本的事項(案)

- (1) 市民公益活動団体は、地域の課題解決に向けて主体的に取り組み、計画的、継続的に活動を行うよう努めるものとする。
- (2) 市民公益活動団体は、その活動に関する情報を公開し、市民公益活動に対する市民の理解及び協力が広く得られるよう努めるものとする。

コミュニティの自律経営推進に関する提言

ゆとりと豊かさを実感できる地域社会の形成に向けて、自治会・町内会等の自治組織やNPO・ボランティア、企業、大学、行政などが多様に連携し、それぞれの長所や資源、知恵と発想を活かし、対等のパートナーシップによるまちづくりを目指していく必要があります。

自治会・町内会等の自治組織、NPO、ボランティア、企業、大学、行政などがそれぞれの長所や資源、知恵と発想を活かし、相乗効果を高めるために多様な連携や共働を推進する必要があると考えます。

「市民公益活動の推進に関する市民懇談会」における意見

自治会・町内会については、実態がつかみにくい。

NPOなどの活動が、校区に新しい風を呼び起こすものとして期待されるが、姿の見えない部分もある。

福岡市・新基本計画

市民・地域コミュニティ・NPO・企業・大学・行政などあらゆる主体が、お互いの役割と責任を認め合い相互関係・パートナーシップを深めながら(共生)、知恵や力をあわせ、長所や資源を活かして、共に汗して取り組み、行動する「共働」によってまちづくりを進めます。

市民、ボランティア、NPO、地域コミュニティを支える組織・団体、企業、大学そして行政などが、それぞれの長所や資源、知恵と発想を活かし、相乗効果を高めるため、相互の連携や共働を促進します。

町内や小学校区などの地域は、住民自治・地域自治の基礎的な単位です。地域の様々な課題に対応するには、自治会や校区単位の地域コミュニティを支える組織・団体の役割が一層重要であり、地域コミュニティの自律的経営を目標としながら、住民自らの発意による多様な活動、より多くの住民の参加による活動を促進し、活性化を図ります。

NPOは、行政や企業では十分に対応できない公共・公益的分野をきめ細かく柔軟に担うことが期待される、これからの社会においては不可欠な存在です。NPOの専門性、迅速性、柔軟性を活かすため、経営基盤の強化などにより活動を促進します。

他都市の条例

市民公益活動団体は、自己の責任のもとに市民公益活動を推進し、その活動が広く市民に理解されるよう努める。
(横須賀市)

市民公益活動団体は、その活動の有する社会的責任を自覚し、市民公益活動を行うとともに、その活動が広く市民に理解されるよう努めるものとする。

市民公益活動団体は、会員、ボランティア、寄附金及び助成金提供者等に対して、活動状況及び成果等についての情報を積極的に公開し、説明する責任を負うものとする。
(石巻市)

6 事業者・教育機関等の役割

条例の基本的事項(案)

事業者・教育機関等は、地域社会の一員として、主体的にまちづくりに関わるよう努めるものとする。

コミュニティの自律経営推進に関する提言

自治会・町内会等の自治組織，NPO，ボランティア，企業，大学，行政などがそれぞれの長所や資源，知恵と発想を活かし，相乗効果を高めるために多様な連携や共働を推進する必要があると考えます。

福岡市・新基本計画

市民・地域コミュニティ・NPO・企業・大学・行政などあらゆる主体が，お互いの役割と責任を認め合い相互関係・パートナーシップを深めながら（共生），知恵や力をあわせ，長所や資源を活かして，共に汗して取り組み，行動する「共働」によってまちづくりを進めます。

他都市の条例

事業者は、地域社会の一員として、市民協働に関する理解を深め、自発的にその推進に努める。

事業者は、市民公益活動団体がまちづくりに果たす役割の重要性を十分理解し、自発的に支援するよう努める。

（横須賀市）

事業者は、地域社会の一員として、市民公益活動に対する認識を深め、資金の助成、物資の提供、人材の提供などの社会貢献活動を通じて市民公益活動の推進のために協力するよう努めるものとする。

（石巻市）

事業者は、地域社会の構成員として、社会貢献活動が円滑に推進されるように努めるとともに、県又は市町村が実施する社会貢献活動に対する支援策に協力するように努めなければならない。

（高知県）

「市民公益活動の推進に関する市民懇談会」における意見

事業者も地域の一員として、何らかの形で地域の活動に参加して欲しい。

事業所に勤務している人たちが、災害が起きた場合などに、その地域のためにすぐに動けるような仕組みが必要であると思う。

事業者に対しては、仲間意識的な立場と、対社会的に独自の活動をやって欲しいという立場が求められているのでは。

7 市の役割

条例の基本的事項(案)

- (1) 市は、職員一人ひとりが、市民公益活動の活性化及び共働によるまちづくりの推進に関する認識を深めることができるよう、職員に対して研修等を実施し、その意識改革を図るよう努めるものとする。
- (2) 市は、市民公益活動の活性化及び共働によるまちづくりの推進のため、必要な施策を定め、これを実施する責務を有するものとする。
- (3) 市は、市民公益活動に関する施策の実施に当たっては、公正性・透明性を確保しながら行われなければならない。

コミュニティの自律経営推進に関する提言

市職員一人ひとりが、市民との共働の重要性を認識し、市民のパートナーとして信頼を得るよう、意識改革を進めていく必要があります。

市民公益活動の「自主性・主体性」を尊重し、市民発意の公益活動を財政支援の対象として、その支援の「公正性」・「透明性」の確保を図っていく必要があると考えます。

自治会・町内会等の自治組織やNPO・ボランティア等が行う多様な活動を促進し、活性化するための環境整備や自治意識の啓発など側面的な支援を充実・強化することが望まれます。また、市民と行政とのパートナーシップによるまちづくりを進めるための仕組みづくりなど、共働を積極的に推進する必要があると考えます。

さらに、地域の自治を支援する拠点としての区役所や公民館の機能を強化するとともに、人材の発掘・育成、活動の場の確保、情報提供などを積極的に行っていくことが求められます。

市民や企業、大学などに、ボランティア活動やNPO活動について情報提供し、その重要性を普及・啓発するなど、市民が参加しやすい環境づくりに努めます。

福岡市・新基本計画

市民と行政が、お互いの役割と責任を認識し、よきパートナーシップによるまちづくりを進めるため、市政情報を迅速かつわかりやすく公表・提供し、政策形成から執行、評価の各過程への市民参画のしくみをつくるなど、共働を積極的に推進します。

住民自治・地域自治に至る過渡期においては行政の支援も重要です。地域の自治を支援する拠点としての区役所や公民館の機能を強化するなど、コミュニティ支援や市民参画を総合的、体系的に進める体制をつくとともに、人材育成・活動の場の確保・情報提供などを積極的に行います。

自治会・町内会や地域住民により組織されたまちづくり活動団体など、地域コミュニティを支える組織・団体を行政と対等のパートナーと位置づけ、地域活動支援施策の再構築と地域コミュニティ活動の活性化を図ります。

地域コミュニティ活動の支援などにおける各地域一律の施策展開を見直し、地域コミュニティの特性に応じた支援を行います。また、住民自らの発意による多様な活動を支援・促進し、地域コミュニティの担い手づくり、地域の課題解決や個性ある地域づくりを推進します。

地域コミュニティ活動支援の拠点としての公民館機能を強化するため、施設整備を進めるとともに、運営体制の強化を図ります。

NPO・ボランティア交流センターを最大限に活用しながら、NPOの組織的、経営的な活動基盤の強化を促進し、活動しやすい環境づくりを進めるなど、NPO活動を総合的に支援・促進します。

他都市の条例

市は、基本理念に基づき、市職員に対する市民協働に関する啓発、研修等を実施して、職員一人ひとりによる市民協働の重要性の認識を深めるよう努める。

市は、市民協働を推進するため、市民、市民公益活動団体及び事業者の参加及び参画を得て事業を行う等の適切な施策を実施するよう努める。

市は、市民協働事業の計画から実施、検証にわたるすべての段階で、その情報を原則として公開しなければならない。

市は、市民公益活動が活発に行われる環境の整備等の適切な施策を実施するよう努める。

(横須賀市)

市は、市民協働を推進するための環境の整備に努めるものとする。

市は、市民協働を推進するため、必要な情報を積極的に提供し、広く市民の意見を求め、及び市民からの市民協働に関する働きかけに対し適切に対処するよう努めるものとする。

市は、市民協働を推進するため、職員に対して、市民協働についての認識を深めるための研修等を行うことにより、職員一人ひとりの意識改革を図るよう努めるものとする。

(浜松市)

条例の基本的事項(案)

(情報の提供等)

(1) 市は、市民、市民公益活動団体、事業者・教育機関等及び市相互の交流及び連携を推進するため、情報の提供、情報交換の機会の確保等必要な措置を講じるものとする。

(学習機会の提供)

(2) 市は、市民が市民公益活動の活性化及び共働によるまちづくりの推進に対する理解を深めることができるよう、学習機会の提供等必要な措置を講じるものとする。

(人材の育成)

(3) 市は、市民公益活動の活性化及び共働によるまちづくりの推進のため、専門的知識を有する人材の育成を図るものとする。

(拠点機能の充実)

(4) 市は、市民公益活動の活性化及び共働によるまちづくりの推進のため、支援の拠点となる機能の充実を図るものとする。

(財政上の措置)

(5) 市は、市民公益活動の活性化及び共働によるまちづくりの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(参入機会の提供)

(6) 市は、市民公益活動団体の専門性、地域性等の特性を活用できると認められる業務については、市民公益活動団体に対して業務を委託するなど、行政サービスへの参入の機会を提供するよう努めるものとする。

コミュニティの自律経営推進に関する提言

自治会・町内会等の自治組織やNPO・ボランティア等が行う多様な活動を促進し、活性化するための環境整備や自治意識の啓発など側面的な支援を充実・強化することが望まれます。

また、市民と行政とのパートナーシップによるまちづくりを進めるための仕組みづくりなど、共働を積極的に推進する必要があると考えます。さらに、地域の自治を支援する拠点としての区役所や公民館の機能を強化するとともに、人材の発掘・育成、活動の場の確保、情報提供などを積極的に行っていくことが求められます。

福岡市・新基本計画

住民自治・地域自治に至る過渡期においては行政の支援も重要です。地域の自治を支援する拠点としての区役所や公民館の機能を強化するなど、コミュニティ支援や市民参画を総合的、体系的に進める体制をつくるとともに、人材育成・活動の場の確保・情報提供などを積極的に行います。

自治会・町内会や地域住民により組織されたまちづくり活動団体など、地域コミュニティを支える組織・団体を行政と対等のパートナーと位置づけ、地域活動支援施策の再構築と地域コミュニティ活動の活性化を図ります。

地域コミュニティ活動の支援などにおける各地域一律の施策展開を見直し、地域コミュニティの特性に応じた支援を行います。また、住民自らの発意による多様な活動を支援・促進し、地域コミュニティの担い手づくり、地域の課題解決や個性ある地域づくりを推進します。

地域コミュニティ活動支援の拠点としての公民館機能を強化するため、施設整備を進めるとともに、運営体制の強化を図ります。

NPO・ボランティア交流センターを最大限に活用しながら、NPOの組織的、経営的な活動基盤の強化を促進し、活動しやすい環境づくりを進めるなど、NPO活動を総合的に支援・促進します。

市民や企業、大学などに、ボランティア活動やNPO活動について情報提供し、その重要性を普及・啓発するなど、市民が参加しやすい環境づくりに努めます。

他都市の条例

(財政的支援)

市は、市民公益活動団体に対しその活動を促進するため、予算の範囲内で、助成金の交付等の財政的支援(以下「財政的支援」という。)をするよう努める。

市民公益活動団体及び市長は、財政的支援の手続きに係る書類又はその写しを一般の閲覧に供しなければならない。

財政的支援を受けた市民公益活動団体は、これを既得権とすることはできない。

(行政サービスにおける参入機会の提供)

市は、市民公益活動団体に対しその活動を促進するため、専門性、地域性等の特性を活かせる分野において業務を委託する等の行政サービスへの参入機会の提供をするよう努める。(横須賀市)

(情報の提供)

道は、道民の市民活動への参加及び市民活動の円滑な実施を促進するため、市民活動に関する情報を提供するよう必要な措置を講ずるものとする。

(学習機会の確保)

道は、道民が市民活動を円滑に行うため、市民活動に関する学習の機会を確保するよう必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成)

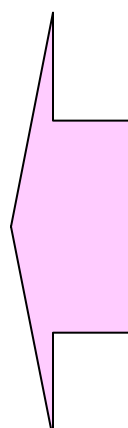
道は、市民活動の円滑な実施を促進するため、市民活動を支える人材の育成等が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(拠点としての機能の整備)

道は、市民活動の促進に関する施策を効果的に実施するため、市民活動を総合的に推進するための拠点としての機能の整備を推進するよう必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

道は、市民活動の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。(北海道)



(情報の提供等)

県は、非営利公益活動団体を支援するため、情報の提供、人材の養成、活動拠点の整備その他の措置を講ずるものとする。

県は、非営利公益活動団体相互の交流及び連携を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

(鳥取県)

(基本施策)

市は、市民協働を推進するため、市民、市民活動団体及び事業者と協力し、次に掲げる施策に取り組むものとする。

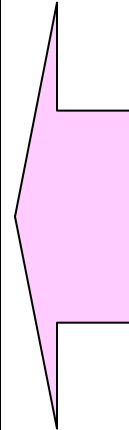
- (1) 市民、市民活動団体及び事業者が市政に参画することができる機会づくりに関すること。
- (2) 市民、市民活動団体及び事業者が互いに支援することができる仕組みづくりに関すること。
- (3) 情報提供及び情報交換の推進、活動拠点の確保並びに人材開発の環境整備に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市民協働を推進するために必要があると認める事項
市は、前項の施策を実施するため、市の組織内における体制を整備するものとする。

(浜松市)

9 附属機関の設置

条例の基本的事項(案)

- (1) 市民公益活動の活性化及び共働によるまちづくりの推進に関し必要な事項を調査審議するため、協議会を置く。
- (2) 協議会は、市民公益活動の活性化及び共働によるまちづくりの推進に関し、市長に意見を述べることができる。



コミュニティの自律経営推進に関する提言

第3者機関の設置

市民公益活動を活性化する上で財政支援の必要性等を審議し、提言等を行う機関を設置する。

福岡市・新基本計画

他都市の条例

(審議会)

次に掲げる事項を担当するため、本市に附属機関として横須賀市市民協働審議会を設置する。

- (1) 市民協働の推進及び進ちよくに関すること並びに市民協働に関する助成の在り方について、市長等の執行機関の諮問に応じ、審議し、及び答申すること。
- (2) 前号に掲げる事項について、調査審議し、市長等の執行機関に意見を述べること。

(横須賀市)

(浜松市市民協働推進委員会の設置等)

市は、市民協働の推進に関する事項を調査審議するため、浜松市市民協働推進委員会を置く。

委員会は、市民協働の推進に関し、市長に意見を述べることができる。

(浜松市)